

令和6年11月15日

第20回年金部会の議事に関する意見・コメント

大妻女子大学短期大学部
玉木伸介

1. 資料1のp22の「方向性」について

- ・ 労働時間要件及び学生除外要件を見直さないこと並びに企業規模要件を撤廃するという方向性については、賛成です。企業規模要件の撤廃にかかる「必要な配慮措置や支援策」の具体的な検討を進めていただきたいです。
- ・ 賃金要件については、今後の最低賃金の引き上げに伴い、数年のうちに最低賃金で週20時間働くことで賃金要件を満たしてしまうこととなる事例がさらに増加することが予想されるものの、「壁」という言葉が国民の間の誤解さらには就業調整を誘発しかねないことには、十分な注意が必要です。
8.8万円という数字をなくすことで国民に向けてより簡明なメッセージを発することとなることに鑑み、撤廃が適当と考えます。
- ・ 個人事業所については、「5人以上」における非適用業種の解消に賛成です。資料記載の「必要な配慮措置や支援策」の具体的な検討を進めていただきたいです。
「5人未満」については、公的年金保険というセーフティネットの国民への及び方に雇用主の属性によってムラが生じることが好ましくない一方、資料記載のような実務的な課題があることも事実です。
資料記載のように「今回は適用しないこと」とするのは、現実的な解として受け入れざるを得ないと考えます。

2. 資料1の1③「複数事業所勤務者に対する被用者保険の適用等」について

- ・ 対処すべき課題は間違いなく存在しますが、その対処については、直ちに実行可能な解があるようにも思えません。引き続き検討を加えていくしかないと思います。

3. 資料1のp49の「検討の視点」等について

- ・ 被用者保険の適用に伴う就業調整を抑制する必要はあり、事業主に事業主負担の割合を増加させる選択肢を特例として与えることは、昨今の労働需給の引き締めりをも

勘案すると、一定の効果を持ちうると考えます。「特例を導入する場合の論点」にあるような議論を深めていただきたいと思います。

4. 資料1のp61の「第3号被保険者制度の検討にあたっての論点」について

- ・ 3号問題というイシューは間違いなく存在し、政策論議に含めていく必要があることは言を俟ちません。その際、第3号被保険者制度が量的に縮小の方向に向かうこと及び若い世代における家族の在り方が3号被保険者の減少しやすい方向に変化しつつあること（女性の就業が結婚・出産を超えて継続することが標準的になりつつあること）を議論に織り込んでいくことが必要です。

すなわち、3号問題をめぐる議論は、このような変化を踏まえて進化をしていく必要があります。

- ・ 資料の「なお残る第3号被保険者」の属性は、自身及び配偶者の経済力や家族の中における役割などにおいて、多様であり得ます。その上で、将来の無年金・低年金高齢者が出現しないように配慮することを、「今後のステップ」の議論に織り込むことが必要と考えます。

5. 資料2の「脱退一時金について」

- ・ 「在留外国人の増加や滞在期間の長期化に伴い、老後を日本で暮らす可能性がある外国人も増加していると考えられる」(p13)という基本的な状況の変化に対しては、将来において、外国人高齢者が貧困に陥り、最悪の場合には生活保護に依存せざるを得なくなるような事態が生じにくくなるような方向での検討を、十分な時間的余裕を持って進めていくことが必要と考えます。

- ・ 資料2の「方向性」(p13～p14)については、違和感ありません。

以 上